

# 須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月

高知県 須崎市

## 目 次

第1章 須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直しの要旨	1
1. 1 計画見直しの背景と目的	1
1. 2 計画期間	3
第2章 ごみ処理事業の現状と課題	4
2. 1 ごみ処理事業の経緯	4
2. 2 ごみの排出区分	6
2. 3 ごみの排出量	8
2. 4 ごみの排出状況	11
2. 5 ごみ処理体系	13
2. 6 ごみの排出抑制・再資源化の現状	19
2. 7 ごみの処理推進上の課題	21
第3章 ごみ排出量の将来予測	23
3. 1 将来予測の方法	23
3. 2 行政区域内人口及びごみ排出量の推計	23
第4章 ごみ処理基本方針	28
4. 1 ごみ処理の基本方針	28
第5章 ごみ処理基本計画	30
5. 1 排出抑制・再資源化計画	30
5. 2 分別、収集・運搬	37
5. 3 中間処理計画	41
5. 4 最終処分計画	44
5. 5 その他ごみ処理に関し必要な事項	46

## 第1章 須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の要旨

### 1. 1 計画策定の背景と目的

須崎市では、市内で発生する一般廃棄物の処理及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号（以下「廃棄物処理法」という。））第6条第1項の規定に基づき、ごみ処理基本計画を策定し適正処理並びに再資源化に努めてきました。しかし、前回のごみ処理基本計画策定から10年が経過した今日では各種リサイクル法の施行やさらなるごみの減量化・再資源化に向けたごみ処理・処分の推進などごみ処理情勢が大きく変化しています。

本市では、平成14年3月に高幡東部清掃組合施行によりごみ固形燃料化施設を中土佐町へ建設し、平成16年に最終処分場やリサイクルプラザなどをおこなった「須崎市クリーンセンター横浪」を浦ノ内地区へ建設するなど、ごみの適正処理や再資源化の取り組みを行ってきました。しかしながら、クリーンセンター横浪も建設から20年近く経過し、今後、施設の修繕などの、長寿命化が必要となってきます。

少子高齢化による人口の自然減に伴いごみの総排出量は減少してきておりますが、不燃ごみが減少する一方で、固形燃料化ごみについては若干増加しており、今後ともリサイクルについての意識をより一層高める必要があります。

このように、市をとりまくごみ処理情勢が著しく変化する中で、ごみの適正処理及び再資源化の推進に努めるためには、ごみの発生抑制から最終処分までを一貫した計画が必要です。

本計画は情勢の変化に適切に対応し、ごみの適正処理だけに止まらず、発生段階からの減量化に向けた方向性を示すことで、ごみ処理の円滑な推進を図り、循環型社会の構築を実現することを目的とし、本市のごみ処理の基本方針として上位計画との整合性を図りつつ、新たな須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

ごみ処理情勢の変化について、主な事象を挙げます。

#### (1) ごみの排出状況

今日の日本の社会情勢は大量生産、大量消費、大量廃棄に見られるように、大型量販店の台頭、過剰包装、また様々な使い捨て商品が流通し、ごみが発生しやすくその種類も増加する傾向にあります。しかしながら本市においては人口減少に伴い総排出量は減少する傾向にあり、市民ひとりが1日に出す生活系ごみの量（以下「原単位」という）については、あまり変化がありません。しかし、上でも述べたように道路整備や土地開発により、新たな商業地及び住宅地が展開され、現状では事業系ごみの増加が若干見受けられます。

## (2) 市における施策

平成12年5月に「須崎市電動生ごみ処理器（機）具購入事業費補助金交付要綱」を制定し、従来からの生ごみ処理容器に加え電動生ごみ処理器についても助成を行い、その普及促進を図ることで生ごみの排出抑制につなげるよう努めています。

可燃ごみは、高幡東部清掃組合において平成13年度まで焼却処理を行ってきましたが、平成9年に大気汚染防止法施行令の改正等によりダイオキシン規制が強化され、ごみ焼却時の排出規制等に既存施設が老朽化も伴い対応できないことから、新たな施設としてごみ固形燃料化施設を平成14年3月に建設し、ごみの再資源化を図っています。そして平成20年度には可燃ごみの名称を「固形燃料化するごみ」に変更しました。

また、平成20年10月から「不燃ごみの収集日に収集するごみの一部有料化」を施行し、同時に家庭及び事業所から直接搬入する不燃ごみの処理手数料の改定を行いました。

## (3) リサイクル関連法の施行

平成7年に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、一般廃棄物の減量と資源の有効活用の確保を図ることを目的としたもので、この法律の施行により本市では平成8年度から分別収集（カン、ビン、ペットボトル、その他）を順次開始し、平成11年度に市内全域での分別収集を実現しました。

また、平成13年に特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という）の施行によりブラウン管式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機が特定家電として指定され、リサイクルが義務づけられ、平成21年4月からは液晶式及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加されました。

運搬については、条例で定める運搬料を支払ったものに限りに、須崎市クリーンセンター横浪（以下「クリーンセンター横浪」という）で引き取ることとしました。

その他にも下記のリサイクル関連法が施行されています。

- 資源有効利用促進法
- 建設リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- グリーン購入法
- 小型家電リサイクル法

## (4) 処分方法

市における可燃ごみの処分方法は、平成13年度まで焼却処理を行い、発生する焼却灰を埋立処分していました。しかし、施設の老朽化及び再資源化の観点から、固形燃料

化施設を平成14年度に新設し本格稼働させました。これにより、可燃ごみの再資源化が可能となり、排煙や焼却灰における周辺環境への課題も解消されました。

不燃ごみについては、平成16年よりクリーンセンター横浪に中間処理施設である「リサイクルプラザ」を新設し中間処理を開始しました。この施設の稼働より、従来は単に埋めていたごみを破碎し、磁選機などで選別することで埋立量の減量化と金属類の資源回収が可能となりました。さらに、従来設置されていなかったトラックスケールを設置することで、一般廃棄物に関わる排出量、資源回収量、埋立量について重量単位で把握することが可能となりました。

## 1. 2 計画期間

令和2年度を策定年度とし、期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、本計画の見直しについて、必要に応じ見直すものとします。

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 2.1 ごみ処理の経緯

昭和29年度以降におけるごみ処理の経緯について、表2-1-1に示します。

表2-1-1 須崎市におけるごみ処理の経緯

年次	事 項
昭和29年	須崎町、多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村、及び上分村の5ヶ町村が合併して須崎市となる。
昭和32年	犬戻り（大間西町）の市営ごみ焼却場が稼動。
～昭和38年	市街地の一部を手引き車5台で収集。
昭和38年	パックマスター車1台購入。収集方法はポリバケツによる。
昭和46年	須崎市、中土佐町、葉山村、大野見村の4市町村により、高幡東部清掃組合を設立。
昭和47年	須崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定
昭和48年	浦ノ内坂内に須崎市廃棄物埋立処分場が竣工し、埋立処分を開始。
昭和49年	不燃ごみの収集・運搬を委託業者により開始。 可燃ごみ指定袋（5円/袋）による収集を開始し、郡部はステーション方式でその他は個別収集とした。
昭和50年	旧市街地において、週2回収集を開始。
昭和51年	須崎市廃棄物埋立処分場において、浸出水処理施設を設置。
昭和52年	高幡東部清掃組合において、塵芥処理施設（45t/日）が稼動し、可燃ごみの広域処理を開始。 市営ごみ焼却場を廃止。 須崎市ビニール等処理対策推進協議会が発足し、古ビニールを処理することとなった。処理先は、高知県農業用廃プラスチック処理公社。
昭和53年	可燃ごみ指定袋の販売価格を30円/袋に改定。
昭和55年	須崎市不燃廃棄物処理場に金属圧縮機を設置。 ビン類、カン類、その他の分別収集を開始。
昭和58年	ごみ指定袋の販売価格を40円/袋に改定。
平成元年	ごみ指定袋の販売価格を46円/袋に改定。
平成3年	ごみ指定袋小（36円/袋）の販売を開始。
平成4年	生ごみ処理容器購入に対する補助金交付要綱を制定。

平成7年 平成8年	須崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正。 容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を前提とした分別収集を開始(ビン、カン、ペットボトル、その他)。 東川内分譲地をモデル地区に指定し、コンテナによる分別収集を4月から開始。6月から久通地区、9月から南地区。
平成9年	事業系ごみについて、「事業者自らの責任で適正に処理しなければならない」という法律の趣旨に添った対処を開始。 6月より大間東町、緑町、赤崎町、矢羽田(多ノ郷甲)での分別収集を開始。 7月に四国初となるビン資源回収車を導入。 8月より妙見町、西崎町で分別収集を開始。 10月より押岡、神田で分別収集を開始。 12月より多ノ郷甲(市街地を除く)、東川内(分譲地除く)で分別収集を開始。
平成10年	4月より原町、港町、鍛冶町で分別収集を開始。 6月より新町、青木町、東古市町、西古市町で分別収集を開始。 8月より浜町、南古市町で分別収集を開始。 10月より東糺町、西糺町、泉町、池ノ内、池山で分別収集を開始。 12月より横町、幸町、栄町、中町1丁目で分別収集を開始。
平成11年	2月より中町2丁目、西町、岡本、高保木で分別収集を開始。 4月より吾桑地区、土崎町、岩永で分別収集を開始。 6月より上高保木、坂ノ川、波介、中氏、下郷で分別収集を開始。 8月より安和、角谷、長竹で分別収集を開始。 10月より上分地区で分別収集を開始。 12月より浦ノ内北岸地区で分別収集を開始。
平成12年	2月より浦ノ内南岸地区で分別収集を開始し、市内全域での分別収集となる。
平成13年	須崎市電動生ごみ処理器(機)具購入事業費補助金交付要綱を制定 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の施行により、関連商品 <sup>※1</sup> の収集を廃止。 8月に指定ごみ袋が「きんちやく式」へ変更。 10月より可燃ごみ収集が市内全域で週2回となる。
平成14年	高幡東部清掃組合において、ごみ固形燃料化施設(53t/日)が稼働し、可燃ごみの固形燃料化 <sup>※2</sup> を開始。
平成15年	・須崎市廃棄物埋立処分場の閉鎖。

平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法の改正、施行により、関連商品※<sup>3</sup>のメーカー引取り及びリサイクルが義務付けられる。</li> <li>須崎市クリーンセンター横浪における、埋立処分場及び浸出水処理施設が稼動。</li> </ul>
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎市クリーンセンター横浪における、リサイクルプラザが稼動。</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日から可燃ごみを「固形燃料化するごみ」に名称変更。</li> <li>10月1日から「不燃ごみの日に収集するごみの一部有料化」を開始。</li> </ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法の改正により、特定家電の範囲が拡大※<sup>4</sup></li> <li>小型家電リサイクル法施行により、再資源化を推進</li> </ul>

- ※1 家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられた指定される特定家電であつてブラウン管式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機を指します。
- ※2 可燃ごみの固形燃料をRDF（**Refuse Derived Fuel**）と表記する場合もある。
- ※3 資源有効利用促進法の改正により指定される商品でありパソコン本体、ノート型パソコン、ディスプレイなどが指定されています。ただし、マウスなど関連商品は除きます。
- ※4 ブラウン管式テレビに液晶及びプラズマを追加。衣類乾燥機単独を追加。

## 2. 2 ごみの排出区分

市において発生する一般廃棄物の排出区分を、図2-2-1に示します。

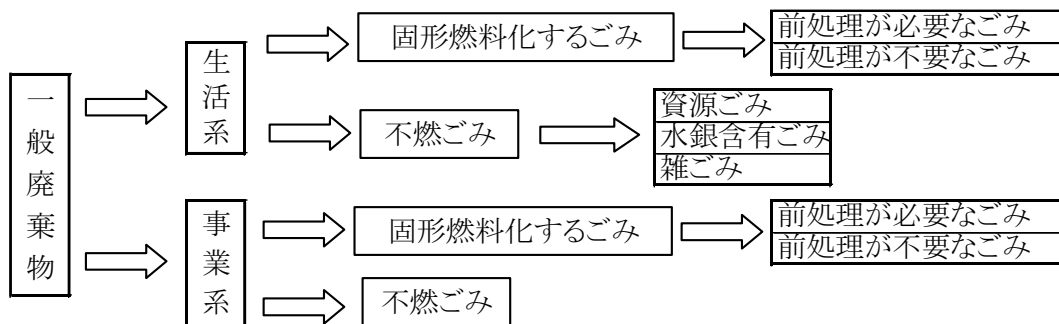


図2-2-1 一般廃棄物の排出区分

### (1) 生活系ごみ

#### ① 固形燃料化するごみ



高幡東部清掃組合のごみ固形燃料化施設において固形燃料化を行います。ここで作られた固形燃料は、本市にある住友大阪セメント(株)高知工場でセメント製造燃料及び原料として利用されています。

## ②不燃ごみ

処分方法に応じて資源ごみ、水銀含有ごみ、雑ごみに区分し、資源ごみは適正な再資源化を図るため種類ごとに細分化しています。雑ごみは、クリーンセンター横浪の中間処理施設で破碎選別を行い、減容化と資源化を図っています。固形燃料化するごみと不燃ごみの区分の概要を表 2-2-1 に示します。

区分	種類	具体例	
固形燃料化するごみ	前処理が不要なごみ	生ごみ、ビニール袋など軽微なプラスチック	
	前処理が必要なごみ	木製家具（タンス、机、イス、本棚など）、布団、じゅうたん、ござ、畳など、	
不燃ごみ	紙類・衣類	新聞	新聞、チラシ
		雑誌	マンガ、小説、絵本、教科書など
		ダンボール	
		衣類	服、タオル、シーツなど
	ビン (飲料用及び調味料用のもののみ)	茶色	茶色のビン
		無色	透明のビン
		その他	茶色、無色以外の色のビン
		リターナブルビン	一升ビン、ビールビン
	カン	金属製容器	
	ペットボトル	飲料用、調味料用のもの	
	水銀含有ごみ	体温計、蛍光灯、乾電池など水銀を含むもの	
雑ごみ	破碎処理するもの	プラスチックごみなど	
	別に処理するもの	ひも状のもの、針金状のものなど、電化製品(特定家電以外)(処理困難物及び処理危険物は除く)	

上の表内にある処理困難物及び処理危険物については、タイヤやコンクリート殻、バイクなど破碎機により処理できないものや、バッテリーなどの有害物質の流出が予想されるものを処理困難物とし、シンナーや燃料といった揮発性が高く、破碎機内に霧散し火花などで引火することにより爆発の原因となるものや、オイルや塗料のように引火性があるものを処理危険物として指定しています。概要を表 2-2-2 に示します。

表 2-2-2 処理困難・危険物の概要

処理困難物	タイヤ、コンクリート殻、スプリング入りマット、バイク、マッサージチェア、バッテリー、消火器、農薬類など
-------	---

処 理 危 険 物	シンナー、ベンジン、燃料類、オイル類、塗料など
-----------	-------------------------

## (2) 事業系ごみ

事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物以外のものを事業活動からでる一般廃棄物とし、生活系ごみ同様に固形燃料化するごみと不燃ごみに区分しています。

### ①固形燃料化するごみ

生活系同様に前処理を必要とするごみと必要としないごみに区分されます。

### ②不燃ごみ

産業廃棄物に該当する不燃ごみは産業廃棄物処理業者による適正処分が義務付けられています。生活系ごみと類似したごみであって、一般廃棄物としてクリーンセンター横浪において適正処分又は再資源化が可能なごみについてのみ受入を行っています。

## 2. 3 ごみの排出量

市の過去10年間（平成22年度～平成31（令和元年）年度）における、ごみ排出量（t/年）の推移を表2-3-1に示します。

表2-3-1 ごみ排出量の推移

単位:t/年

区 分		年 度		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 令和元 年
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 令和元 年		
生 活 系 ご み	固形燃料化するごみ	4,789	4,754	4,380	4,681	4,607	4,466	4,351	4,311	4,222	4,294		
	不燃ごみ	ビン類	166	156	152	148	140	135	129	121	114	107	
		カン類	75	72	72	66	59	55	53	49	47	45	
		ペットボトル	43	40	41	43	41	40	41	40	40	39	
		紙類・衣類	560	529	417	417	381	401	383	386	363	345	
		雑ごみ	546	541	513	486	485	488	462	462	491	534	
	計	1,391	1,339	1,195	1,160	1,106	1,119	1,067	1,059	1,056	1,070		
計	6,180	6,093	5,575	5,841	5,713	5,585	5,418	5,370	5,278	5,364			
事 業 系 ご み	固形燃料化するごみ	1,496	1,609	1,434	1,556	1,590	1,646	1,597	1,551	1,612	1,537		
	不燃ごみ (事業系)	ビン類	24	23	24	26	26	26	24	20	19	16	
		カン類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ペットボトル	15	13	13	14	14	16	15	8	15	15	
		雑ごみ	101	97	120	118	202	198	148	138	121	119	
	計	141	134	158	159	242	240	187	167	155	150		
計	1,637	1,743	1,592	1,715	1,832	1,886	1,784	1,718	1,767	1,687			
総 排 出 量	固形燃料化するごみ	6,285	6,363	5,814	6,237	6,197	6,112	5,948	5,862	5,834	5,831		
	不燃ごみ	ビン類	190	179	175	174	166	161	153	141	133	123	
		カン類	76	73	72	66	60	56	53	49	48	46	
		ペットボトル	58	53	55	58	55	56	56	49	55	54	
		紙類・衣類	560	529	417	417	381	401	383	386	363	345	
		雑ごみ	647	638	634	604	687	686	610	601	612	653	
	計	1,531	1,472	1,353	1,320	1,349	1,359	1,254	1,226	1,211	1,220		
	合 計	7,816	7,835	7,167	7,557	7,546	7,471	7,202	7,088	7,045	7,051		
	生活系	6,180	6,093	5,575	5,841	5,713	5,585	5,418	5,370	5,278	5,364		
	事業系	1,637	1,743	1,592	1,715	1,832	1,886	1,784	1,718	1,767	1,687		
人口(外国人を含む)		24,838	24,441	23,961	23,429	23,112	22,814	22,508	22,114	21,641	21,142		
生活系ごみ 原単位 (g/人・日)	可燃ごみ	528	533	501	547	546	536	530	534	535	556		
	不燃ごみ	153	150	137	136	131	134	130	131	134	139		
	計	682	683	637	683	677	671	659	665	668	695		
事業系ごみ 原単位 (kg/日)	可燃ごみ	4,099	4,408	3,929	4,263	4,356	4,510	4,375	4,249	4,416	4,211		
	不燃ごみ	386	367	432	436	664	659	513	458	424	411		
	計	4,485	4,775	4,360	4,699	5,020	5,168	4,889	4,707	4,841	4,622		

※人口について、前年度の3月末日の数値を用いた

## (1) ごみの総排出量

表内に示す事業系ごみの原単位について、生活系ごみの原単位のようにひとりが1日に出すごみの量(g/人・日)として算出することは困難であるため、市域内の事業所が1日に出すごみの量(kg/日)として算出し記載しています。それぞれの算出方法は、

$$\text{生活系ごみの原単位 (g/人・日)} = \text{ごみ排出量 (t)} \div \text{人口} \div 365 \text{ (日)}$$

$$\text{事業系ごみの原単位 (kg/日)} = \text{ごみ排出量 (t)} \div 365 \text{ (日)}$$

となっています。

### ① 固形燃料化するごみ

排出量は、過去10年間で約450t、率にして約7.2%程度減少しています。原単位については、生活系では平成22年度から28g程度増加し、事業系も112kg増加しています。生活系ごみでは排出量は減少していますが、原単位は増加しており、事業系では排出量・原単位とも概ね横ばい状態であります。

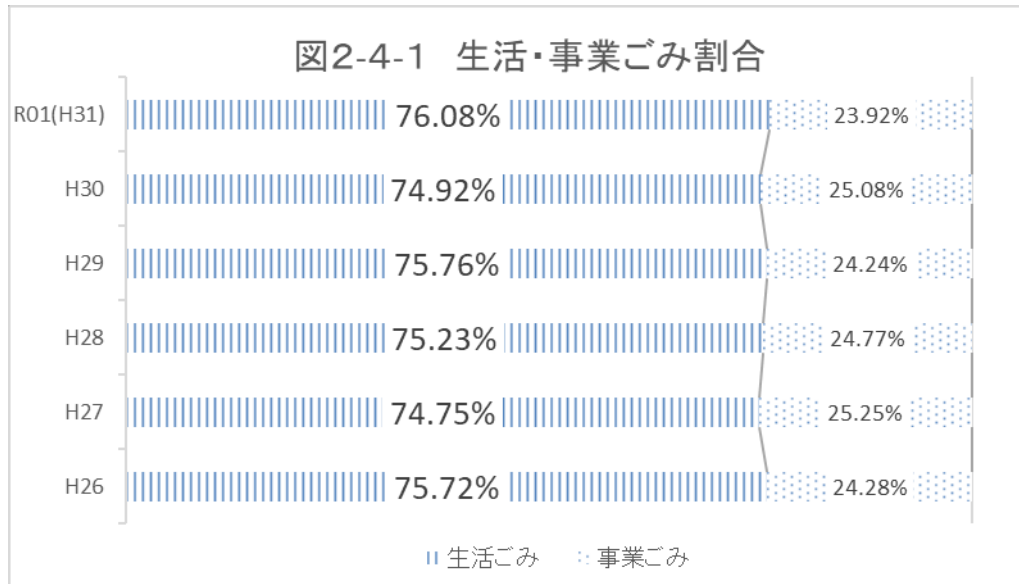
### ② 不燃ごみ

平成22年度以降の不燃ごみ排出量の推移について過去10年間で、310t、率にして約20%程度減少しています。原単位についても、生活系は減少し、事業系は増加しています。

## 2. 4 ごみの排出状況

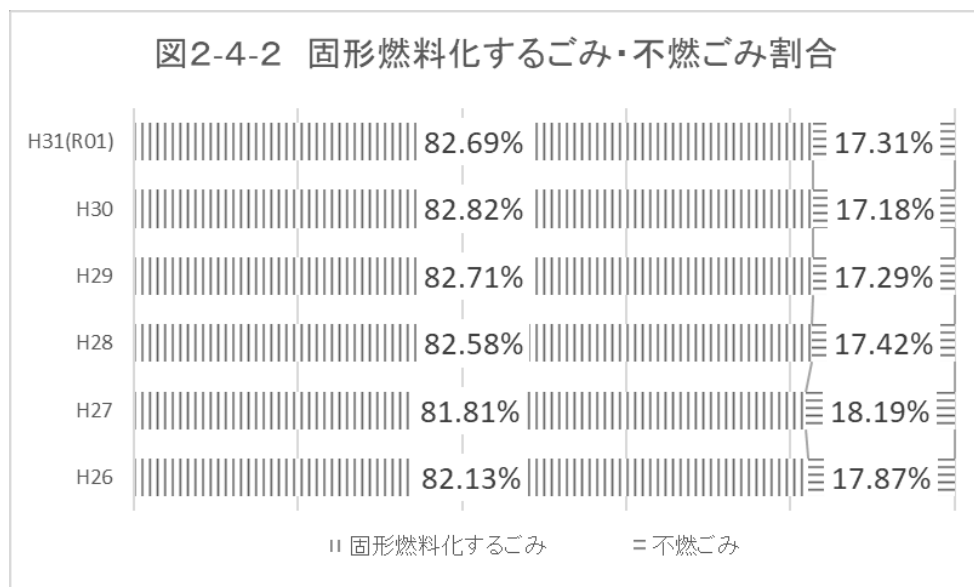
### (1) 生活系・事業系ごみの割合

市のごみ総排出量における生活系、事業系ごみの割合は、図 2-4-1 に示すとおりであり、事業系ごみの全体に占める割合は、若干増減はありますが、あまり変化がありません。



### (2) 固形燃料化するごみ・不燃ごみの割合

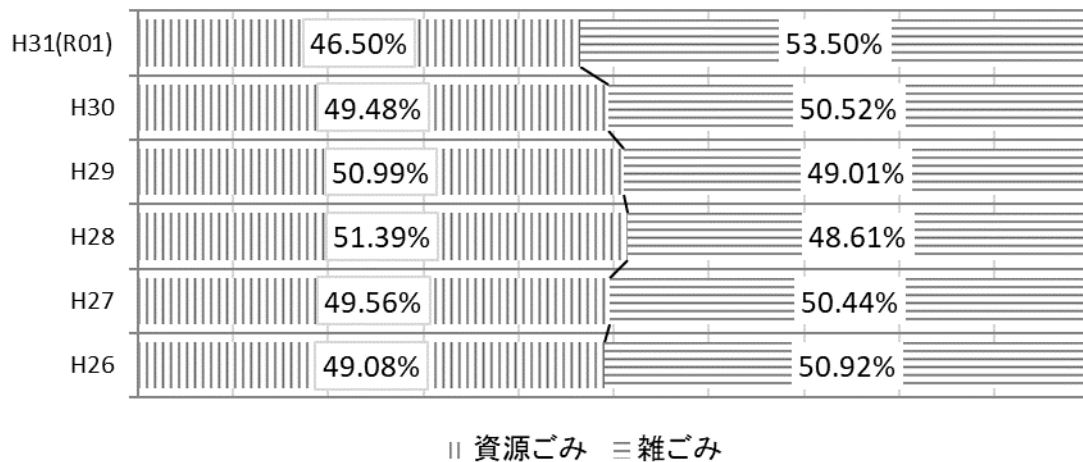
市のごみ総排出量における固形燃料化するごみ、不燃ごみの割合を図 2-4-2 に示します。ごみ全体に占める不燃ごみの割合はあまり変化がありません。



### (3) 資源ごみの割合

市の不燃ごみ総排出量に含まれる資源ごみの割合は、図 2-4-3 に示すとおりであり、資源ごみの割合が徐々に減少していることが分かります。

図2-4-3 資源ごみ・雑ごみ割合



以上のことから、市で排出されるごみについては、総排出量が減少するなか、事業系ごみの占める割合は多少の増減があるもののあまり変化がありません。

また、不燃ごみの量の減少とともに事業系ごみの割合も減少となり、この不燃ごみに占める資源ごみの割合は減少傾向にあります。

## 2. 5 ごみ処理体系

### (1) 収集・運搬

#### ①生活系ごみ

生活系ごみの収集体制の概要を表 2-5-1 に示します。ただし、引越しなどで出る大量ごみは、排出者自らが処分場へ持ち込むか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し持ち込むこととしています。

表 2-5-1 収集体制の概要

区 分		収集を行う者	収集方法	収集頻度
す る ご み  固 形 燃 料 化	前処理が不要 なごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者	コース収集	週 2 回
	前処理が必要 なごみ			
不 燃 ご み	資源ごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者、 シルバー人材センター	分別収集	月 1 回
	水銀含有ごみ	シルバー人材センター		
	雑ごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者		

各収集方法による収集の対象となるごみは、市の定める各分別区分に対する出し方に従い、決められた日時、場所に出されるごみとしています。市の定める各分別区分に応じたごみの出し方の概要を表 2-5-2 に示します。

表 2-5-2 ごみの出し方の概要

分別区分		出し方	収集方法
不燃ごみ 固形燃料化する	前処理が不要なごみ	固形燃料化するごみ袋に入れ口を縛る。	コース収集
	前処理が必要なごみ	金属などを取り、1 m以内に切ってヒモなどで縛る。たたんでヒモなどで縛る。ごみ処理券を貼る。	
不燃ごみ	資源ごみ	紙類・布類	分別収集
		ビン カン ペットボトル	
	水銀含有ごみ	種類ごとにヒモなどで縛る。	
	雑ごみ	フタ・ラベルを取り軽く水洗いし、種類毎にコンテナへ出す。 ガス類の罐は必ず使い切る（穴はあけない）	
	別に処理するごみ	割らないように種類毎にコンテナへ出す。	
雑ごみ	破砕処理するごみ	不燃ごみ袋に入れ口を縛る。 袋に入らないものは、ごみ処理券を貼る。	
雑ごみ	別に処理するごみ	上と別の不燃ごみ袋に入れ口を縛る。 袋に入らないものは、ごみ処理券を貼る。	

## ②事業系ごみ

排出者自らが持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し持ち込むこととしています。また、魚あらいについて、市が指定する再生輸送業指定業者に委託し、指定証で指示する再生活用業指定業者に搬入することとしています。

令和2年度末における一般廃棄物収集運搬許可業者及び再生輸送業指定業者は下のとおりです。

### 《一般廃棄物収集運搬許可業者》

(有)共和産業	須崎市多ノ郷甲 4047-8
南海ビルサービス(株)	須崎市妙見町2番12号
(有)高陵衛生社	須崎市須崎619番地128



《再生輸送業指定業者》

(財)高知県魚さい加工公社	高知市神田宇治国谷 1646-1
---------------	------------------

(2) 中間処理及び最終処分

① 処分を行う施設

一般廃棄物の中間処理と最終処分を行う施設などを表 2-5-3 に示します。

固形燃料化するごみについては、平成13年度までは焼却し灰を埋立処分していたが、固形燃料化することで再資源化を実現しています。不燃ごみについても、破碎や選別することにより減溶化及び資源回収を図っており、埋立容量の削減と再資源化に大きく貢献しています。

表 2-5-3 中間処理施設及び最終処分

ごみの種類		中間処理	最終処分
生活系	固形燃料化するごみ	高幡東部清掃組合	住友大阪セメント(株)高知工場
	資源ごみ	須崎市クリーンセンター横浪(リサイクルプラザ)	古物商許可業者 再生処理・再利用業者
	水銀含有ごみ		適正処理・処分業者
	不燃ごみ(雑ごみ)		須崎市クリーンセンター横浪(埋立処分場) 再生処理・再利用業者
事業系	固形燃料化するごみ	高幡東部清掃組合 指定証で指示する事業者	住友大阪セメント(株)高知工場 再生処理・再利用業者
	不燃ごみ	リサイクルプラザ 指定証で指示する事業者	須崎市クリーンセンター横浪(埋立処分場) 再生処理・再利用業者

②中間処理

○固形燃料化するごみ

固形燃料化するごみの中間処理については、高幡東部清掃組合の施設により固形燃料化を行い、生成された固形燃料化ごみは住友大阪セメント(株)高知工場へ有価販売されています。また、発生区分が生活系及び事業系に分かれるが、区分にかかわらず同様の処理を行っています。施設の概要を表 2-5-4 に示します。

表 2-5-4 中間処理施設（固形燃料化するごみ）の概要

施設名称 所在地	高幡東部清掃組合ごみ固形燃料化施設 高岡郡中土佐町久礼字ヒソ 5966-8		
事業主体	高幡東部清掃組合	竣工年度	平成 13 年度
処理対象地域	須崎市、中土佐町、津野町、(令和 3 年 4 月より梶原町加入)		
公称処理能力	53 t / 日 (26.5 t / 日 × 2 系列) 8 時間運転		
処理対象物	広域で収集を行なうと定めた可燃ごみ (生活系・事業系ごみ)		
処理方法	ごみ固形燃料化		
処分方法	住友大阪セメント(株)高知工場へ有価販売		

○不燃ごみ

資源ごみは、リサイクルプラザにより中間処理を行い、再生処理・再利用業者に搬出しています。水銀含有ごみについては、リサイクルプラザでは中間処理ができないため、一定量貯留したものを適正処理業者に引渡し適正処分に努めています。雑ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別処理により減容化した後、クリーンセンター横浪にある埋立処分場（以下「埋立処分場」という）へ埋立処分を行っています。また、選別により回収した資源は、資源ごみ同様に再生処理・再利用業者に搬出し、破碎できないごみは、直接埋立処分場へ埋立処分を行っています。不燃ごみの発生区分については、固形燃料化するごみと同じく生活系及び事業系に分かれるが、区分に関らず同様の処理を行っています。施設の概要を表 2-5-5 に示します。

表 2-5-5 中間処理施設（不燃ごみ）の概要

施設名称		須崎市クリーンセンター横浪リサイクルプラザ		
所在地		須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238 - 1		
事業主体		須崎市	竣工年度	平成 15 年度
処理対象地域		須崎市		
公称処理能力	カン類	1.0 t/日	プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール)	0.3 t/日
	ビン類	1.3 t/日	雑ごみ	3.6 t/日
処理対象物		本市が収集を行なうと定めた不燃ごみ（生活系及び事業系ごみ）		
施設概要など	カン類	磁選機、圧縮成形機	発泡スチロール	熱減容機
	ビン類	破碎（重機による）	雑ごみ	破碎機、磁選機、選別スクリーン アルミ選別機
	ペットボトル	圧縮減容機		

### ③最終処分

不燃ごみの最終処分については、中間処理施設において減容化、再資源化を図ったうえ、埋立処分場において埋立処分を行っています。埋立方法はサンドイッチセル工法を用い、周辺的环境保全と適正な維持管理に努めるとともに、定期的に測量を行い埋立容量と残余量を把握しています。

固形燃料化するごみについては、住友大阪セメント(株)高知工場において、セメント製造燃料及び原料として処分されています。

また、住友大阪セメント(株)高知工場では、一般廃棄物処分業の許可業者として、木くず、廃プラスチック類等などの破碎、焼成処分を行うとともに、平成23年2月には一般廃棄物処理施設（焼却灰の処理施設）の設置許可を受け、同年4月から高知市清掃工場で発生する焼却灰の受入れを開始し、セメント資源として処理を行っています。

一般廃棄物最終処分にかかわる施設及び令和2年度末における一般廃棄物処理業の許可業者は、次のとおりです。

#### ・固形燃料化するごみ

施設名称及び所在地
住友大阪セメント(株)高知工場
須崎市押岡 123 番地

#### ・不燃ごみ

施設名称及び所在地	施設概要
須崎市クリーンセンター横浪埋立処分場	埋立方法：サンドイッチセル構造
須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238 番 1	埋立面積：11,000 m <sup>2</sup> 埋立容積：91,000 m <sup>3</sup>

#### ・一般廃棄物処分業許可業者

許可業者名	所在地	廃棄物の種類
住友大阪セメント(株)高知工場	須崎市押岡 123 番地	木くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

## 2. 6 ごみの排出抑制・再資源化の現状

### (1) 排出抑制の現状

市では、CATV や広報誌などを通じた啓発活動及び分別方法のチラシを配布することにより、分別意識の向上を図ることで資源の回収を促進し、ごみとしての排出抑制に対する意識の向上を図っています。

可燃ごみについては、生ごみ処理器による生ごみの肥料化と減量を促進するため、平成 4 年 4 月に「須崎市生ごみ処理器設置奨励補助金交付要綱」を、平成 12 年 5 月に「須崎市電動生ごみ処理器（機）具購入事業費補助金交付要綱」を策定し、ごみ処理器購入に対する助成制度を実施しています。助成の概要及び設置基数の実績を表 2-6-1 に示します。

表 2-6-1 助成の概要及び設置基数の実績

区 分	補 助 金 額	設置基数					
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)
生ごみ処理 容器	2,000 円	2	4	1	1	2	2
電動生ごみ 処理器	購入額の半額 (上限 30,000 円)	2	6	5	3	2	6
合 計		4	10	6	4	4	8

また、一部のスーパーや商店の店頭では、牛乳パックやトレーなどの資源についての拠点回収が行われており、ごみの排出抑制及び資源回収の促進を図っています。

### (2) 再資源化の現状

平成 8 年度より「容器包装リサイクル法」を前提とし、東川内をモデル地区としてカン類、ビン類、ペットボトル、古紙類・布類について分別収集を開始するとともに、順次エリアを拡大しながら平成 12 年度に市内全域での分別収集を実現し、収集段階での資源回収に努めています。

処理段階では、固形燃料化するごみは高幡東部清掃組合のごみ固形燃料化施設で再資源化を行っており、不燃ごみはリサイクルプラザにより破碎・選別を経て金属類（アルミ、スチール）の資源回収に努めています。

リサイクルプラザにおける平成 27 年度からの資源回収の状況を表 2-6-2 に示します。なお、表内の数値については生活系及び事業系の合計とします。

表 2-6-2 リサイクルプラザにおける資源回収の状況

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31(R01) 年度
不燃ごみ量 (紙布類を除く)		958 t	871 t	840 t	848 t	875 t
収 集 量	カ ン 類	55 t	53 t	49 t	47 t	45 t
	ビ ン 類	135 t	129 t	121 t	114 t	107 t
	ペットボトル	40 t	41 t	40 t	40 t	39 t
	小 計 割 合	230 t 24.0%	222 t 25.5%	210 t 25.0%	202 t 23.8%	192 t 21.9%
資 源 回 収 量	ア ル ミ	34 t	45 t	18 t	39 t	26 t
	ス チ ール	123 t	152 t	133 t	117 t	82 t
	ビ ン	161 t	153 t	107 t	142 t	125 t
	ペットボトル	46 t	51 t	54 t	51 t	48 t
	小 計 割 合	364 t 38.0%	401 t 46.1%	312 t 37.2%	349 t 41.2%	282 t 32.2%

※収集・回収量との年度は必ずしも一致しない。

※アルミ・スチールの資源回収量は、不燃ごみ全体からの回収量である。

上記の表で示すとおり、収集段階における資源の割合は徐々に減少傾向にはあるが、中間処理により回収される資源の割合は一定水準内で安定しています。このことから、埋め立てるごみの割合が減少していることが分かります。

## 2. 7 ごみ処理推進上の課題

### (1) ごみに対する意識の向上

ごみの適正処理を行うにあたっては、市民のごみ問題に対する理解と協力が必要です。しかし、近年見られる大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会状況の中、市民のごみに対する意識は薄れる傾向にあります。特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）が制定されるなど、ごみを資源化し、廃棄物を減量しようとする意識の一方で、不法投棄をはじめとする、ごみの意識の向上が求められています。今後、適正かつ円滑なごみ処理の推進にあたり、ごみの減量やリサイクルに対する意識の変革は重要な課題の一つとして挙げられます。

### (2) ごみの排出抑制

#### ①生活系ごみ

前述の表 2-3-1 より固形燃料化するごみの原単位は、過去10年間で約5%程度増となっています。不燃ごみの原単位は、ほぼ横ばい状態となっています。引き続き、ごみの排出抑制に努めていく必要があります。

#### ②事業系ごみ

事業系ごみについては、不燃ごみ、固形燃料化するごみともに横這い状態です。今後、市街地形成によるごみ発生源の増加も予想されることから、事業所におけるごみの排出抑制に努めなければなりません。

### (3) 分別区分

令和元年度末における分別区分は、前述したとおりです。しかし、ごみの多様化またはリサイクル技術の発達、実用化が進むとさらなる細分化若しくは区分の変更が必要となることが予想されます。従って、こういった情勢の変化に迅速に対応することが今後の課題です。特に、昨今はリチウムイオン電池などの普及により、小型化、携帯化可能な家電製品が増加しており、施設で処分する際の発火等による事故の要因であったり、分別収集の妨げになっていたりしています。

現在、容器包装リサイクル法による、ビン、ペットボトル等の分別収集を行っているが、さらにこれに加えてプラスチック製容器包装類の分別収集について、今後、検討していく必要があります。

#### (4) 収集・運搬

本市での収集方法については、前述したとおり委託業者により固形燃料化するごみは週2回コース収集方式、不燃ごみは月1回のステーション方式により行なっています。しかし、分別区分が細分化された場合、現在の方式では対応が困難になると考えられるため、分別区分の検討と同時に適正に収集・運搬ができる体制を構築する必要があります。

#### (5) 中間処理

##### ①固形燃料化するごみ

平成14年度に焼却処理から固形燃料化処理となり、従来の焼いて埋めていたものを固形燃料として再資源化することが可能となりました。しかし、稼動後20年近く経過し、施設の老朽化への対応が今後の課題となります。

##### ②不燃ごみ

平成16年度に円滑な資源回収及び減容を目的としたリサイクルプラザが稼動したことにより一定の効果が得られています。しかし、埋立ごみへの資源の混入や回収することができない資源があるため、処理方法とともに施設として改善すべき課題であります。

また、同施設の管理、運営体制等の見直しについて、今後検討すべき重要課題であります。

#### (6) 最終処分

現有の埋立処分場は、平成16年度より埋立を開始し、15年以上経過しており、施設の補修点検を行い最終処分場の延命化が最も重要な課題のひとつであります。

また、施設の適正な維持管理と周辺環境保全の向上に努めなければなりません。



### 第3章 ごみ排出量の将来予測

#### 3.1 将来予測の方法

##### (1) 予測の範囲

本市の計画処理区域（行政区域全域）を対象に、令和3年度から計画期間である10年後の令和12年度までについて、ごみの排出区分及び分別区分に従い下記の項目について予測を行います。

なお、本章で行う将来予測は、現在（令和元年度末）の収集・運搬、処理・処分体制を今後も維持した場合について行うものとする。

- ・将来人口：行政区域内人口、計画収集人口
- ・収集ごみ量：可燃ごみ、不燃ごみ（資源ごみを含む）
- ・直接搬入ごみ量：可燃ごみ（生活系、事業系）、不燃ごみ（家庭系、事業系であり資源ごみを含む）
- ・総排出量：収集ごみ量＋直接搬入ごみ量

##### (2) 予測の手法

推計方法は、過去10年間の実績値に基づき、各種トレンド（すう勢）予測式を用いて将来予測を行ないます。

#### 3.2 行政区域内人口及びごみ排出量の推計

##### (1) 行政区域内人口の推計

市では、全域を収集対象区域としていることから、行政区域内人口＝計画収集人口であります。計画期間内の人口予測結果を表3-2-1に示します。

人口予測については、平成22年度から平成31年（令和元年）度までの実績を基に6つの予測式により予測し、その中から人口減少が大きく見積られる3つの予測式を除外し、残る予測式で最も決定係数が大きいものを採用しています。

実績		予測結果	
年	人口(人)	年	人口(人)
H22	24,838	R02	20,989
H23	24,441	R03	20,763
H24	23,961	R04	20,537
H25	23,429	R05	20,311
H26	23,112	R06	20,085
H27	22,814	R07	19,859
H28	22,508	R08	19,673
H29	22,114	R09	19,487
H30	21,641	R10	19,301
R01(H31)	21,142	R11	19,115
		R12	18,927

##### (2) ごみ

\*仮定値による将来推計値をR1年度実績で補正した推計値

の原単位の

## 予測

生活系、事業系のごみの量は、人口予測と同様に過去の実績を基に予測式を用いて原単位を求め、ごみ量を予測しています。

予測に用いた実績は、平成22年度から令和元年度までの数値で予測しています。

### ① 生活系ごみ（固形燃料化するごみ）の原単位

固形燃料化するごみの実績は減少基調となっており、現在から社会状況が大きく変わらない場合には、増加傾向に転じることやゼロに近くなるような大幅な減少傾向を示す予測式を採用するのは現実的ではなく、人口予測における減少率を参考に予測した。予測結果を表3-2-2に示します。

	年	生活系ごみ(固形燃料化するごみ)原単位(g/人・日)		年	生活系ごみ(固形燃料化するごみ)原単位(g/人・日)
実績	H22	528	予測結果	R02	552
	H23	533		R03	546
	H24	501		R04	541
	H25	547		R05	535
	H26	546		R06	529
	H27	536		R07	523
	H28	530		R08	518
	H29	534		R09	513
	H30	535		R10	508
	R01(H31)	556		R11	503
				R12	498

\*仮定値による将来推計値をR1年度実績で補正した推計値減少率を基に算出した

### ② 生活系ごみ（不燃ごみ）の原単位

不燃ごみは、過去の実績においても増減があるため、予測については評価が難しいですが、基本的には人口減少もあり減少基調であるため、人口予測における減少率を参考に予測した。結果は表3-2-3に示します。

	生活系ごみ(不燃ごみ)原単位(g/人・日)			生活系ごみ(不燃ごみ)原単位(g/人・日)	
	年			年	
実績	H22	153	予測結果	R02	138
	H23	150		R03	136
	H24	137		R04	135
	H25	136		R05	133
	H26	131		R06	132
	H27	134		R07	130
	H28	130		R08	129
	H29	131		R09	128
	H30	134		R10	127
	R01(H31)	139		R11	125
				R12	124

\*仮定値による将来推計値をR1年度実績で補正した推計値減少率を基に算出した

③ 事業系ごみ(固形燃料化するごみ)の原単位

固形燃料化するごみは、過去の実績の傾向から、現在の市内の事業規模が維持される場合には、大きな増減がないと考えられます。

従って、大幅な増加傾向または、大幅な減少傾向を示しているものは除外し、近年の人口予測における減少率を参考に予測した予測結果を表3-2-4に示します。

	事業系ごみ(固形燃料化するごみ)原単位(kg/日)			事業系ごみ(固形燃料化するごみ)原単位(kg/日)	
	年			年	
実績	H22	4,099	予測結果	R02	4,180
	H23	4,408		R03	4,135
	H24	3,929		R04	4,090
	H25	4,263		R05	4,045
	H26	4,356		R06	4,000
	H27	4,510		R07	3,955
	H28	4,375		R08	3,918
	H29	4,249		R09	3,881
	H30	4,416		R10	3,844
	R01(H31)	4,211		R11	3,807
				R12	3,770

\*仮定値による将来推計値をR1年度実績で補正した推計値減少率を基に算出した

④ 事業系ごみ（不燃ごみ）の原単位

不燃ごみの平成22年度以降の実績は平成26年度、27年度までは増加傾向を示していましたが、以降は減少傾向を示しています。そのため、それに合わせて、極端な減少傾向や横ばいの予測式は採用せず、直近の令和元年度の原単位を採用し、予測することとします。予測結果を表3-2-5に示します。

表3-2-5 事業系ごみ(不燃ごみ)原単位予測結果					
	年	事業系ごみ(不燃ごみ) 原単位(kg/日)		年	事業系ごみ(不燃ごみ) 原単位(kg/日)
実績	H22	386	予測結果	R02	408
	H23	367		R03	403
	H24	432		R04	399
	H25	436		R05	395
	H26	664		R06	390
	H27	659		R07	386
	H28	513		R08	382
	H29	458		R09	379
	H30	424		R10	375
	R01(H31)	411		R11	371
					R12

\*仮定値による将来推計値をR1年度実績で補正した推計値減少率を基に算出した

(3) ごみの総排出量の予測

前述した人口推計及び生活系、事業系ごみの原単位予測から求めた排出量の予測結果をそれぞれ表3-2-6、及び表3-2-7に示します。

生活系ごみの総量としては、人口減に合わせ、年々減少する見込みです。9年後の令和11年度では、総量で約17%減少し、約900t減少、内訳としては固形燃料化するごみとしては約700t、不燃ごみとしては約200t減少する予測となっています。

また、事業系のごみの総量としては、どちらかといえば、横ばいで傾向であり、年毎の総量については、増減があります。そのため、適切な推移はできませんが、人口減少している、予測の下で増加するという予測は想定できないため、人口減少を基に算出しました。

表3-2-6 ごみの排出量予測結果(生活系ごみ)

年度	人口	生活系ごみ										
		総量	原単位	固形燃料化するごみ		不燃ごみ						
				総量	原単位	総量	原単位	内訳				
								ビン類	缶類	ペットボトル	紙類・衣類	雑ごみ
人	t/年	g/人・日	t/年	g/人・日	t/年	g/人・日	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	
令和2年度	20,989	5,287	690	4,232	552	1,055	138	107	45	38	343	530
令和3年度	20,763	5,174	683	4,141	546	1,032	136	105	45	38	339	524
令和4年度	20,537	5,062	675	4,052	541	1,010	135	104	44	38	335	519
令和5年度	20,311	4,951	668	3,963	535	988	133	103	44	37	331	513
令和6年度	20,085	4,841	660	3,875	529	966	132	102	43	37	328	507
令和7年度	19,859	4,733	653	3,789	523	944	130	101	43	36	324	502
令和8年度	19,673	4,645	647	3,718	518	927	129	100	42	36	321	497
令和9年度	19,487	4,557	641	3,648	513	909	128	99	42	36	318	492
令和10年度	19,301	4,471	635	3,579	508	892	127	98	41	35	315	487
令和11年度	19,115	4,385	629	3,510	503	875	125	97	41	35	312	483
令和12年度	18,927	4,299	622	3,441	498	858	124	96	41	35	309	478

表3-2-7 ごみの排出量予測結果(事業系ごみ)

年度	人口	事業系ごみ										
		総量	原単位	固形燃料化するごみ		不燃ごみ						
				総量	原単位	総量	原単位	内訳				
								ビン類	缶類	ペットボトル	紙類・衣類	雑ごみ
人	t/年	kg/日	t/年	kg/日	t/年	kg/日	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	
令和2年度	20,989	1,675	4,588	1,526	4,180	149	408	16	1	15	0	118
令和3年度	20,763	1,657	4,539	1,509	4,135	147	403	16	1	15	0	117
令和4年度	20,537	1,639	4,489	1,493	4,090	146	399	16	1	15	0	116
令和5年度	20,311	1,621	4,440	1,477	4,045	144	395	15	1	14	0	114
令和6年度	20,085	1,603	4,391	1,460	4,000	142	390	15	1	14	0	113
令和7年度	19,859	1,585	4,341	1,444	3,955	141	386	15	1	14	0	112
令和8年度	19,673	1,570	4,301	1,430	3,918	140	382	15	1	14	0	111
令和9年度	19,487	1,555	4,260	1,417	3,881	138	379	15	1	14	0	110
令和10年度	19,301	1,540	4,219	1,403	3,844	137	375	15	1	14	0	109
令和11年度	19,115	1,525	4,179	1,390	3,807	136	371	14	1	14	0	108
令和12年度	18,927	1,510	4,138	1,376	3,770	134	368	14	1	13	0	107

## 第4章 ごみ処理基本方針

### 4.1 ごみ処理の基本方針

本計画の策定にあたっては市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化及び排出抑制並びに再資源化を含めたごみの発生から収集・運搬、中間処理、最終処分にいたる総合的な施策を展開するものとし、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、リサイクル型社会の形成に向けて、3R運動を推進し、循環型社会を目指した取り組みを行い、ごみの資源化、減量化を行っていきます。本市の地域特性、ごみ処理事業における課題、及びごみ排出量の将来予測を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように定めます。

#### (1) 排出抑制とごみに対する意識の向上

本計画及び本市の取り組む施策を円滑に進めていくために、3R運動などを推進し循環型社会の構築を目指します。そのためには、ごみに対する意識の向上が重要であり、その向上に向けた取り組みを行います。

#### (2) 収集・運搬

##### ①分別収集

現在の分別方法の徹底に努めます。将来的には、分別区分の細分化が求められることが、予想されるため、それに適応可能なシステムを目指します。

##### ②収集・運搬

生活系ごみの固形燃料化するごみはコース収集、不燃ごみはステーション方式による分別収集を行っています。事業系のごみは、排出者自らによる運搬又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集・運搬することとしており、今後も引き続きこれらの方式を用います。

#### (3) 中間処理

各施設としての課題や管理運営体制等については、施設の長寿命化対策及び管理運営委託等を行い、また関係機関と連携し迅速な対応により課題解決に向けて取り組みます。

#### (4) 最終処分

現有の埋立処分場においては、引き続き周辺環境への影響調査を行ない公害防止に努めます。また、延命化については、前段の中間処理や分別収集システムも大きく関わっており、それらを改善することで延命化へつなげます。

#### (5) 不法投棄対策

一般廃棄物の不法投棄については、山間部への投棄や道路へのポイ捨てなど全国的な問題となっており、本市においても例外ではありません。また、投棄されたごみの処理及び処分は、投棄者が行うべきであるが、大半がそれを特定するに至らず、自治体が処理及び処分を行う場合が多くなっています。従って、不法投棄を未然に防ぐための啓発活動に取り組むとともに、県や警察等と連携を強化し、効果的な防止対策に積極的に取り組みます。

#### \* 3 R…Reduce (リデュース) ,Reuse (リユース) ,Recycle (リサイクル)

Reduce…製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。

Reuse… 使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。

Recycle…廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 5.1 排出抑制・再資源化計画

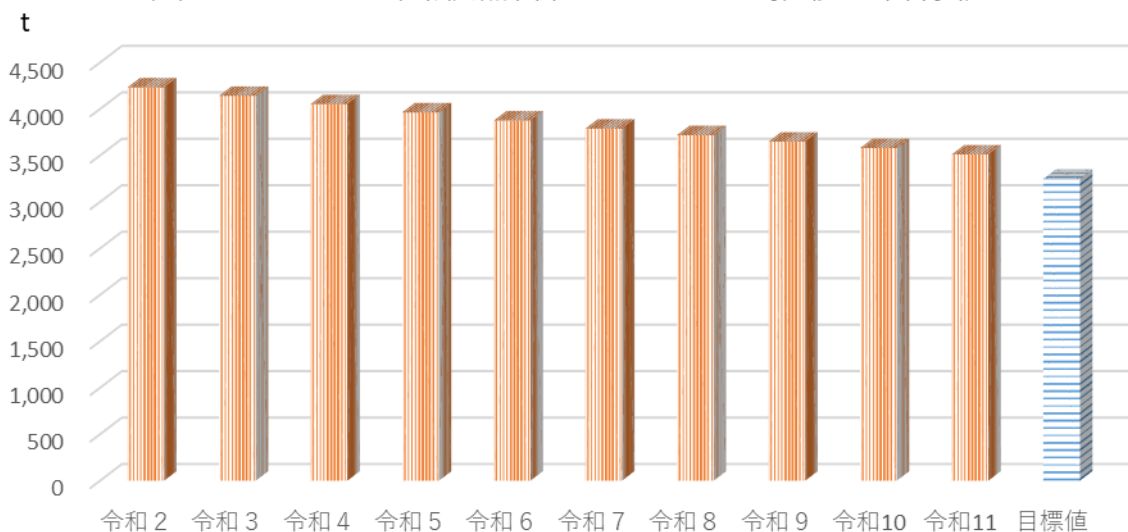
#### (1) ごみの減量化目標値

##### 生活系ごみ

##### ① 固形燃料化するごみ

排出量は、現状のまま推移しても一定の減少は見られるが、人口減少にともなうものであって、市民ひとりひとりの排出量が減少したのではなく自然減少的なものであります。従って、前述したごみの発生・排出抑制の取り組みを図ることで得られる減少効果を考慮し、令和2年度で552g/人・日の原単位を目標年度の令和12年度では15%減の470g/人・日にすることを目標とし、排出量を3,247t、減少率を23%と設定します。排出量の推移と目標値を図5-2-1に示します。

図 5-1-1 固形燃料化するごみの推移と目標値

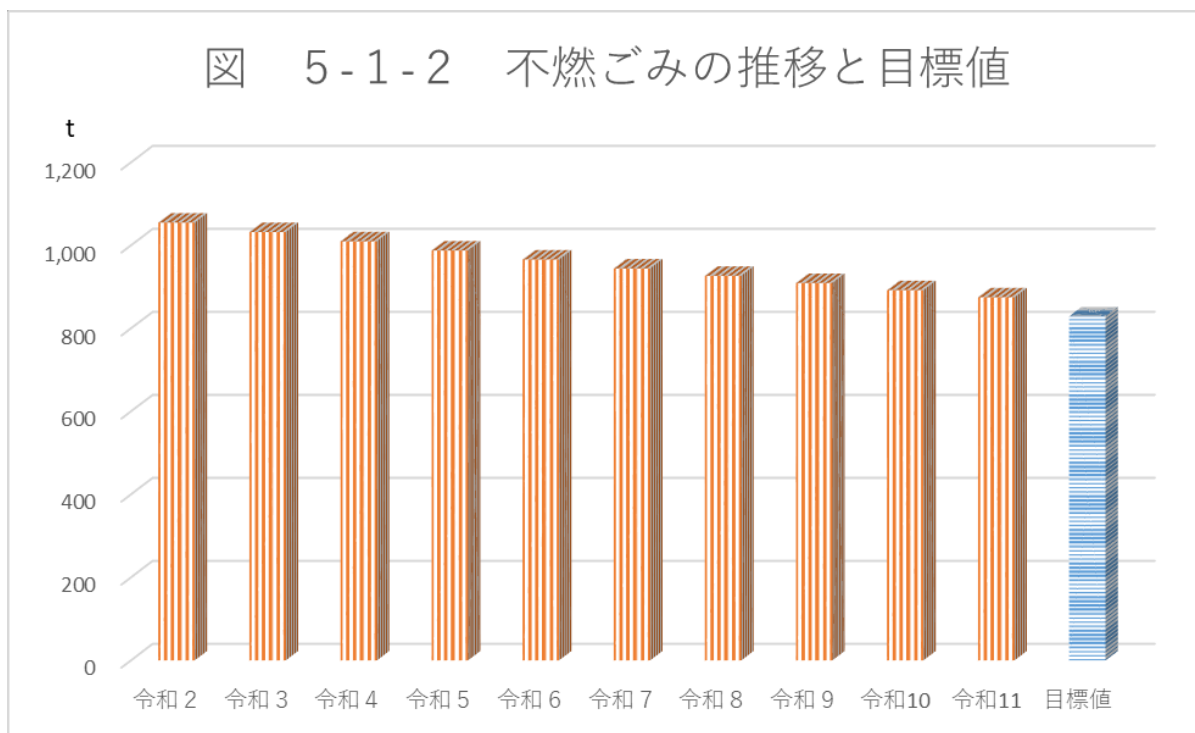


##### ② 不燃ごみ

不燃ごみについては、排出量が大きく変わることがあまりないことから、減少率を小さく設定し、令和2年度に138g/人・日の原単位を令和12年度では13%減の120g/人・日にすることを目標とし、排出量を829t、減少率を22%と設定する。排出量の推移と目標値を図5-1-2に示します。



図 5-1-2 不燃ごみの推移と目標値



③ 生活系ごみの減量化目標値

固形燃料化するごみ及び不燃ごみの目標値について、目標年度における目標値及び変化率をまとめたものを表5-1-3に示します。

表 5-1-3 生活系ごみの減量化目標値

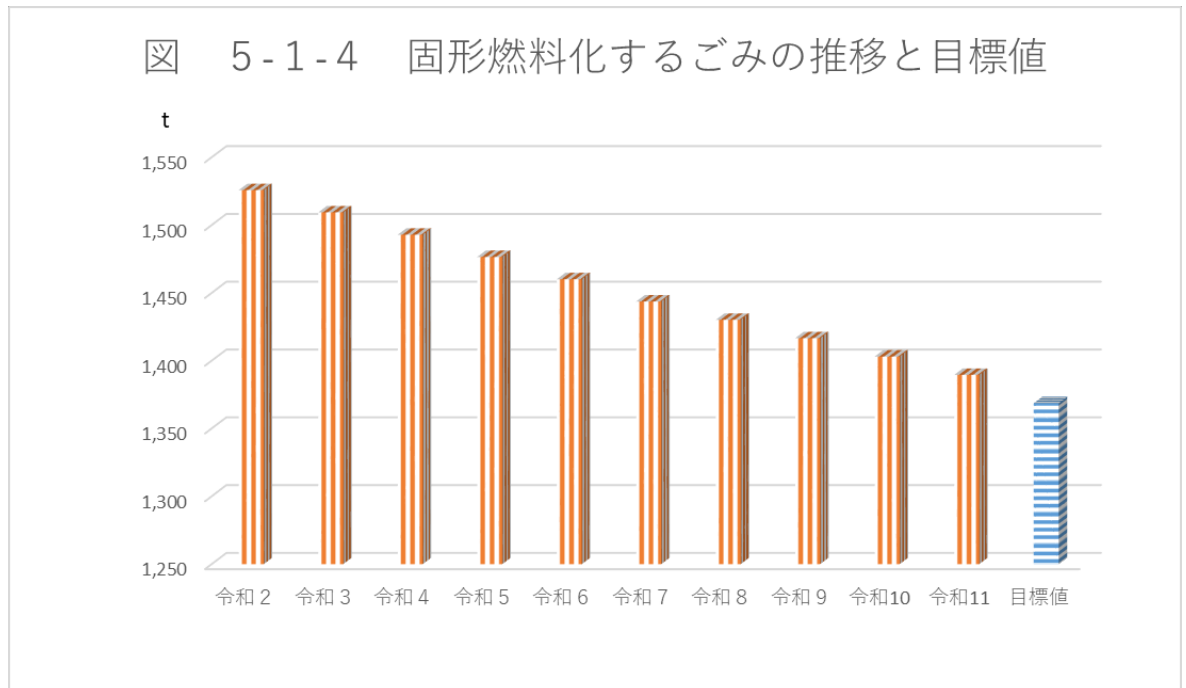
区分	固形燃料化するごみ		不燃ごみ	
	排出量 (t/年)	原単位 (g/人・日)	排出量 (t/年)	原単位 (g/人・日)
令和 2年度	4,232	552	1055	138
令和12年度	3,441	498	863	125
変化率(%)	-19	-10	-19	-10
目標値	3,247	470	829	120
目標変化率(%)	-23	-15	-22	-13

変化率=(令和12年度-令和2年度)/令和2年度 \* 100

事業系ごみ

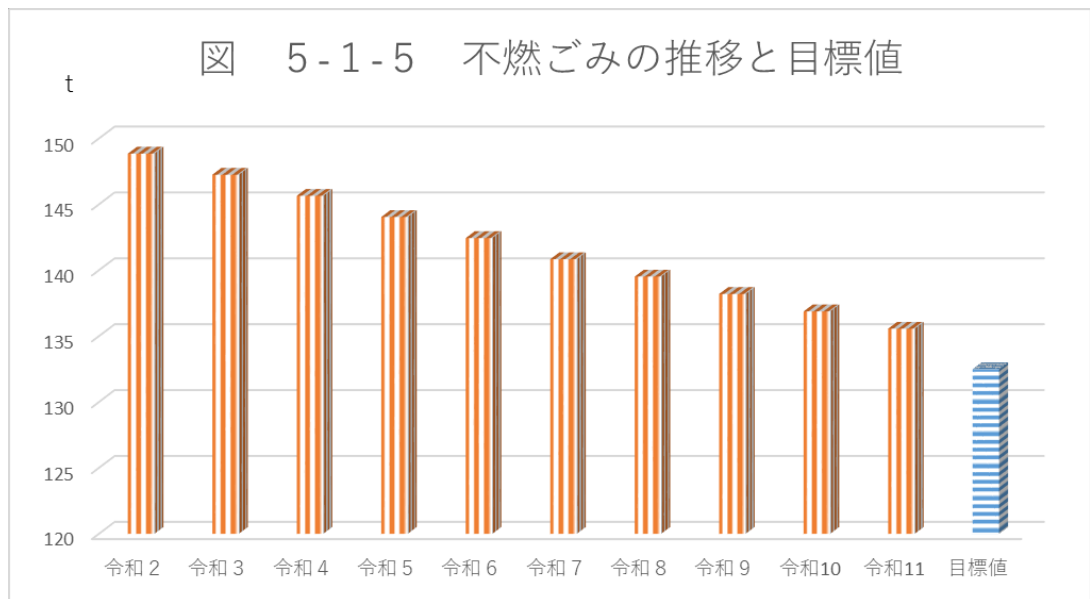
① 固形燃料化するごみ

固形燃料化するごみの排出量は、計画期間中は一定の減少の見込みであります。排出抑制及び分別の徹底を行うことで、さらにある程度の減少を目標とします。令和2年度で4,180kg/日の原単位を目標年度の令和12年度では11%減の3,750kg/日にすることを目標とし、排出量を1,369tと設定します。排出量の推移と目標値を図5-1-4に示します。



② 不燃ごみ

不燃ごみの排出量は、計画期間中は一定の減少で推移すると見込まれますが、令和2年度で408kg/日の原単位を目標年度の令和12年度では11%減の363kg/日にすることを目標とし、排出量を132tと設定します。排出量の推移と目標値を図5-1-5に示します。



③ 事業系ごみの減量化目標値

固形燃料化するごみ及び不燃ごみの目標値について、目標年度における目標値及び変化率をまとめたものを表5-1-6に示します。

表 5-1-6 事業系ごみの減量化目標値

区分	固形燃料化するごみ		不燃ごみ	
	排出量 (t/年)	原単位 (Kg/日)	排出量 (t/年)	原単位 (Kg/日)
令和 2年度	1,526	4,180	149	408
令和12年度	1,380	3,780	134	368
変化率(%)	-9	-9	-10	-10
目標値	1,369	3,750	132	363
目標変化率(%)	-10	-10	-11	-11

変化率=(令和12年度-令和2年度)/令和2年度 \* 100

(2) 排出抑制・再資源化のための方策

ごみの排出抑制・再資源化を推進するためには市民、事業者、行政がごみに対する意識の向上を図り、各々が役割分担を十分理解したうえで、相互に密接な連携を図り協力

体制をつくる必要があります。表 5-1-7 に市民及び事業者が協力体制として構築すべき項目を挙げます。

表 5-1-7 ごみの排出抑制・再資源化のために取り組むべき事項

主 体	取 り 組 む べ き 事 項
市 民	1) 購入時にできるごみの発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品情報などをチェックし、必要なものを必要な量だけ選択する</li> <li>・使い捨て商品の購入を自粛し、修理のできるものを選択する</li> <li>・過剰包装された商品の購入を自粛し、簡易包装や無包装の商品を選択する</li> <li>・買い物時にマイバックを持参するなどして、レジ袋を辞退する</li> </ul> 2) 再利用、再使用などによるごみの排出抑制及び資源の循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・壊れたものは直ぐ捨てず、修理して使用するよう努める</li> <li>・譲渡やフリーマーケットなどを活用し、資源が循環するよう努める</li> <li>・コンポスト容器の積極的な利用に努める</li> <li>・行政の行う分別収集の徹底化に協力する</li> <li>・店頭回収、自主回収を行っているものは、積極的にそれらを利用する</li> <li>・リサイクルが義務付けられた商品を破棄する場合は、指定された方法を遵守する</li> <li>・リサイクル商品やエコマーク商品を積極的に利用するよう努める</li> </ul> 3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収活動、リサイクル活動、環境教育への積極参加</li> <li>・自治会などに環境担当委員などの配置</li> <li>・食材を「買いすぎず」、「使い切る」。残った食材は、別の料理に使用するなど「食品ロス」に努める。</li> </ul>
事業者	1) 生産時にできるごみの発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・流通の過程でごみが増えない工夫に努める</li> <li>・包装の簡素化に努め、過剰包装を自粛する</li> <li>・減量化・資源化可能な商品の開発・販売</li> </ul> 2) ごみの排出抑制に向けた積極的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源回収ルート of 拡大と修理体制の充実</li> </ul> 3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内への廃棄物担当員の配置</li> </ul>

本市が取り組むべき具体策を次に示します。

## ① 広報・啓発活動

市民の購入・排出段階での減量化の必要性及び分別の徹底による資源回収の重要性を認識させ、実践させるためにこれまで以上に広報・啓発活動に取り組みます。

### a. 処分方法の周知

処分方法が変わり、かなりの年数が経過しているが、しかし、処分方法に関する市民の認識は一律でなく、分別方法についても十分な理解が得られているとはいえない状況です。処分方法については改めて周知徹底を確実にし、「このごみは、こういった処分を行っている」ということを市民が認識できるよう努めます。

### b. 教育の充実

市内の小・中学校等における学校教育の場及び自治会等の社会教育の場において、排出抑制・再資源化に対する意識を育てることを目的とした、勉強会、見学会などを実施しごみに対する教育の充実を図ります。

### c. マスメディアなどによる啓発活動

市広報誌に排出抑制・再資源化及び分別方法などごみに関する記事を掲載し、市民のごみに対する意識改革を行います。また、必要に応じ地元新聞や CATV、須崎市のHPなどを活用して PR を行います。

## ②事業系ごみの排出抑制及び分別の徹底

a. 市内の事業所に対して、本市の定める分別方法について啓発を行うなど、周知徹底を図るとともに、排出抑制に積極的に取り組むように指導を行います。

b. 事業所内に廃棄物減量化及び再資源化に対する管理責任者を置き、ごみの排出状況を把握するとともに、減量化及び再資源化を積極的に取り組むよう指導を行います。

## ③リサイクル協力店認定制度の導入

事業者の自主回収を推進するとともに、消費者のごみ資源化への関心を高めるため、ごみのリサイクル活動を積極的に行う事業所を「リサイクル協力店」として認定し、心証マークや認定証を配布する制度を検討します。

## ④拠点回収の普及促進

市内のスーパーなどの店頭において、トレイや紙製容器（牛乳パックなど）の回収箱を設置するように協力を求めるなど、拠点回収について普及促進に努めます。

## ⑤集団回収活動の促進

市内で集団回収を行う住民団体に対して、活動に必要な支援を行うなど、集団回収を行いやすい環境づくりに努めます。

⑥生ごみ処理器及び電動生ごみ処理器の普及促進

固形燃料化するごみの減量化を目的とした補助制度の令和元年度までの実績値は1,120基（生ごみ処理器503基、電動生ごみ処理器617基）であり、十分に普及している状況ではありません。

今後とも引き続き制度助成を行い、排出抑制及び再資源化につなげていきます。

## 5. 2 分別、収集・運搬

### (1) 分別収集計画

一般廃棄物の中で最も大きな割合を占める容器包装廃棄物について、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとにリサイクルを進めるべく、平成7年に容器包装リサイクル法が制定されました。この法律において、消費者から行政が分別収集を行ない事業者に再商品化対象物を渡すには、行政が行う分別収集が適正に行なわれていることが重要であるとしており、制度の円滑な運用を目的として市町村においては分別収集計画の策定を規定しています。

本市では、容器包装廃棄物の再商品化の推進を図ることを目的として、「須崎市分別収集計画第9期」を令和元年度に策定しており、その計画期間を令和2年4月から5年間とし、3年ごとに改定するとしています。また、この計画において分別収集の対象とする容器包装廃棄物は、スチロール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他、生きビン）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（発泡スチロール製容器）としています。

### (2) 分別の区分と種類

本市では、固形燃料化するごみ及び不燃ごみの分別収集を行っており、固形燃料化するごみにおける区分及び種類並びに排出方法を表5-2-1に、上で述べた容器包装廃棄物を含めた不燃ごみにおける分別の区分及び種類並びに排出方法の概要（平成18年度末）について表5-2-2に示します。

表 5-2-1 固形燃料化するごみの区分及び種類並びに排出方法の概要

区 分	種 類	排 出 方 法
指定袋に入れるもの	生ごみ、軽微なプラスチック、紙くず、庭草など	できるだけ乾燥させ、指定袋（有料）に入れて出す。
大型家具など	木製のものに限る	金属部品を取り除き、1m以内の大きさに切り、縛ってごみ処理券を貼って（有料）出す。
布団類	こたつ・敷きかけ布団など	縛ってごみ処理券を貼って（有料）出す。 雨の日、雨が降りそうな日は出さない。

表 5-2-2 不燃ごみの種類及び区分並びに排出方法の概要

区 分	種 類	排 出 方 法
紙 類 衣 類	新聞、雑誌、段ボール、紙製容器（牛乳パックなど）、衣類など	種類ごとに縛って出す。 雨の日、雨が降りそうな日は出さない。
ビン類	無色・茶色・その他・生きビン	軽く水洗いし、キャップを外して種類ごとにコンテナに出す。
カン類	アルミ・スチール製	軽く水洗いし、キャップを外してコンテナに出す。 スプレー缶などは必ず使い切る。
	ペットボトル	軽く水洗いし、キャップとラベルを外してコンテナに出す。
水銀含有ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計（水銀使用のもの）	割れないよう注意し、種類ごとにコンテナに出す。
雑ごみ	リサイクルプラザにおいて破砕処理するもの	処分方法に応じて指定袋（有料）に、別々に入れて出す。袋に入らないもの（自転車など）はごみ処理券を貼って（有料）出す。
	リサイクルプラザにおいて別に処理するもの	

これらは、円滑な再資源化及び資源回収並びに適正処分を行うことを目的として定められたものです。この区分及び排出方法が徹底されていないと、本来資源であるものを埋めたり、周辺環境への有害物質などの流出など、さまざまな問題を引き起こすことが考えられます。従って、これらの徹底は、ごみ処理事業を推進するうえで最も重要な課題の一つとして取り組みます。



### (3) 収集・運搬方法

本市での平成18年度末における、収集・運搬方法は前述したとおりであるが、項目ごとの概要を以下に示します。また、収集・運搬は直営及び一般廃棄物処理業許可業者並びに本市が委託する事業者により行います。ただし、事業系一般廃棄物のうち、魚あらについては広域処理場でも再資源化することができないため、再生輸送業指定業者により指定証に指示する事業者へ運搬することと定めます。

#### ① 収集の組み合わせ及び収集頻度

収集の組み合わせ及び収集頻度については、表5-2-3に示すとおりです。

表5-2-3 収集の組み合わせ

固形燃料化するごみ			不燃ごみ		
指定袋のもの	木製家具など	布団類	資源ごみ	水銀含有ごみ	雑ごみ
週2回	月1回				

#### ② 収集方式

収集頻度が週2回のものについては、本市の定める収集日であって排出時間内に収集コースに出されたものについて収集を行います。また、月1回のものについては、収集日に定められたステーションへ排出方法に準じ、排出時間内に出されたものについて収集を行います。

#### ③ 収集しないごみ

本市で収集を行わないと定めたごみは、家電リサイクル法に定める特定家電、パソコン機器、処理困難物、処理危険物、特別管理一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物です。これらの収集・運搬は自ら行うか、許可業者及び指定業者に排出者が委託し行うこととしています。本市における一般廃棄物収集運搬許可業者を表5-2-4に、再生輸送業指定業者を表5-3-5に示します。

表5-2-4 一般廃棄物収集運搬許可業者（令和2年度末現在）

事業者名	所在地
南海ビルサービス（株）	須崎市妙見町2番12号
（有）共和産業	須崎市多ノ郷甲4048番地8

表 5-3-5 再生輸送業指定業者（令和 2 年度末現在）

事業者名	所在地	指定証で指示する再生利用業者名
(財)高知県魚さい加工公社	高知市神田宇治国谷 1646-1	(財)高知県魚さい加工公社

### 5. 3 中間処理計画

#### (1) 中間処理の方法

固形燃料化するごみ及び不燃ごみの中間処理の概要を図 5-3-1 に示します。なお、中間処理は、収集または排出者による直接搬入にかかわらず同様の処理を行います。

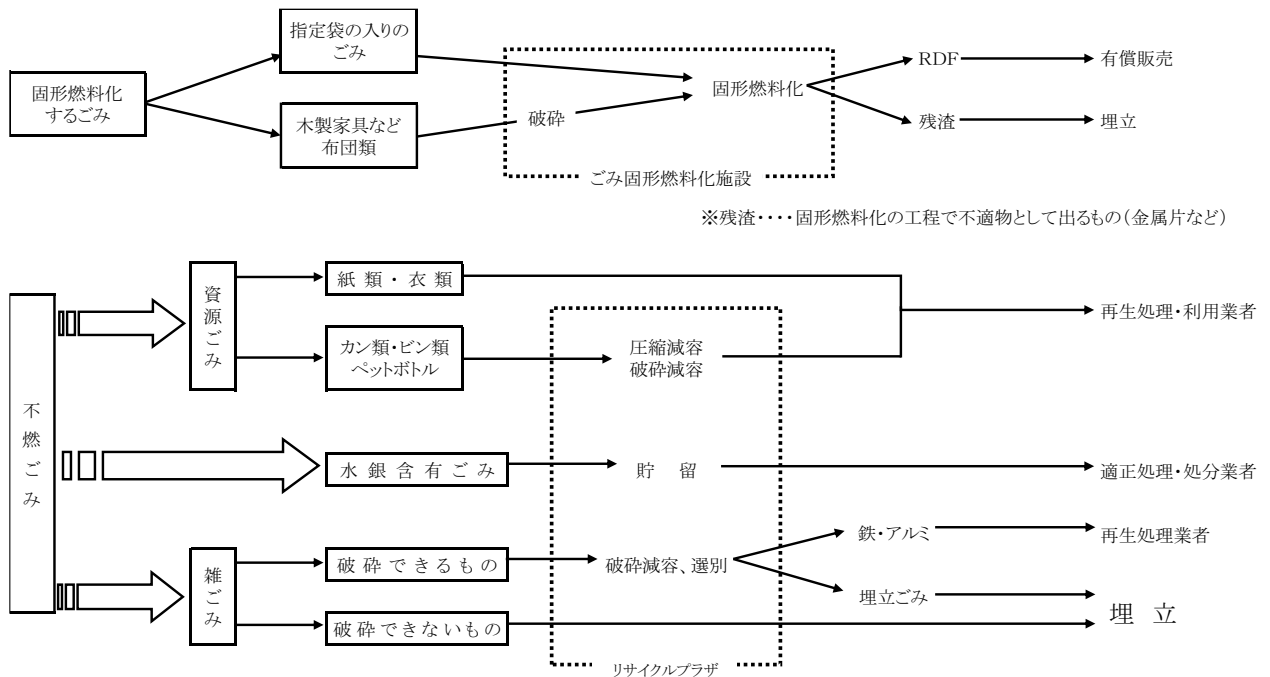


図5-3-1 中間処理方法

#### ① 固形燃料化するごみ

固形燃料化するごみは、高幡東部清掃組合の固形燃料化施設へ搬入し破碎・乾燥・成型の工程を経て固形燃料 (RDF) 化し、再資源化された RDF は住友大阪セメント株式会社高知工場に対し、セメント製造燃料及び原料として有償販売します。

この方法により再資源化率は大きく上昇しましたが、施設建設、本格稼働から20年以上の期間を経過したこともあり、平成29年度から5年計画で長寿命化計画を実施しております。また、その他必要な検討事項などがあれば、その都度検討し対応するものとなります。

#### ② 不燃ごみ

資源ごみについて、カン類、ビン類、ペットボトルはリサイクルプラザへ搬入され、種類ごとに破碎、選別、減容、貯留され再生処理・利用業者に引き渡し、再資源化または再商品化しています。紙類・衣類は、引取業者に直接持ち込み、再生処理・利用業者に引き渡します。

水銀含有ごみについては、クリーンセンター横浪へ搬入され種類ごとに貯留し適正処理・処分業者に引き渡し処理・処分を行います。

雑ごみについては、クリーンセンター横浪へ搬入しリサイクルプラザにおいて処理が可能なものは、破碎・選別処理により、鉄・アルミの資源回収を行います。回収した資源は、一定量貯留し再生処理業者に引き渡し再資源化を行い、残ったものは埋立てを行います。また、中間処理ができないものについては、直接埋立処分を行います。

これらの処理により資源の回収率は向上し、埋立ごみの減容及び減量化が図られています。しかし、雑ごみの中間処理において回収資源への不純物の混入や、埋立ごみ中に回収できていない資源があるといった検討すべき点が挙げられます。また、リチウムイオン電池などの使用により、火災などの事故が全国的にも増加していることもあり、今後より一層の、不純物混入を避けなければなりません。従って、より確実な資源の回収が図れるよう検討し、取り組んでいきます。また、その他必要な検討事項などがあれば、その都度検討し対応するものとします。

### ③ 特定家電・パソコン機器

この2つについて、前述したとおり各リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているため、須崎市処理場への受入は行いません。

#### ④ 処理困難・処理危険物

前述したとおり、リサイクルプラザでの処理ができないものであるため、処分業許可業者及び専門業者による適正処分を行うものとし、クリーンセンター横浪への受け入れは行いません。

#### ⑤ 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物を処分する際は廃棄物処理法により、中間処理を行い無害化しなければ埋立処分及び海洋投入を行ってはならないと定められています。しかし、本市は無害化処理施設を有していないため受入は一切行わず、中間処理が可能な機関または事業者により適正処分を行うこととします。今後も一切受入を行わず、また他の受入可能な廃棄物に混入することがないように努めます。

#### ⑥ 事業系一般廃棄物

処分方法は、生活系一般廃棄物と同様に行います。ただし、魚あらについては高幡東部清掃組合では適正処分ができないため、再生輸送業指定証に指示する事業者において再資源化を行うこととします。令和2年度末現在において、本市が指示する再生利用業者は（財）高知県魚さい加工公社のみです。

#### ⑦ 産業廃棄物

廃棄物処理法により、排出者が自ら適正に処理するか、または、産業廃棄物処理業許可業者に委託し適正処分を行わなければなりません。しかし、事業所から排出される廃棄物の内、生活系ごみと類似したごみであって、一般廃棄物としてクリーンセンター横浪において適正処分または、再資源化が可能なごみについては受け入れを行います。

## 5. 4 最終処分計画

### (1) 最終処分の方法

本市での最終処分の方法は、埋立処分場への埋立であります。その対象となるものは、

- ・ 固形燃料不適切物（RDF不適物）（固形燃料化施設の処理残渣など）
- ・ 埋立ごみ（中間処理後の資源とならない破碎ごみ）
- ・ 雑ごみのうち直接埋立処分を行うもの（中間処理できないもの）

であります。工法については、サンドイッチセル構造を用い、2mの埋立ごみの層の上に0.5mの覆土をしたものを一層とし、上へ重ねていく工法を採っています。また、浸出水については浸出水処理施設を設けており適正処理をして、放流しています。

### (2) 埋立処分量

平成26年度から令和元年度（平成31年度）までの埋立量の推移を表5-5-1に示します。

表 5-4-1 埋立量の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
総排出量	7,545.56t	7,471.37t	7,202.39t	7,087.70t	7,044.61t	7,051.39t	
埋立量	可燃系	215.30t	228.22t	201.94t	195.71t	231.14t	135.53t
	不燃系	449.27t	468.76t	346.23t	368.58t	379.89t	271.03t
	合計	664.57t	696.98t	548.17t	564.29t	611.03t	406.56t
減量化率	91.2%	90.7%	92.4%	92.0%	91.3%	94.2%	

図5-5-1のとおり、埋立量は減少傾向にあり、表5-5-1から減量化率も平成26年度には9割を超える値となっていることが分かります。これは、広域処分場及びリサイクルプラザが本格稼働し、再資源化並びに資源回収が適正に行われてきたことが大きな要因であり、埋立処分場の延命を考えるうえで大きな効果を得ています。

また、埋立処分場の残余容量について、表5-5-2に示します。

表 5-4-2 埋立処分場残余容量

単位: m<sup>3</sup>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
埋立容量 (覆土含む)	1,285	3,158	185	1,208	1,928	337
累積	23,275	26,433	26,618	27,826	29,754	30,091
残余容量	66,440	61,409	64,197	61,966	59,318	60,572

上の表より、埋立開始から年間平均埋立容量は2,000 m<sup>3</sup>程度であることが分かります。残余容量が60,000 m<sup>3</sup>程度であることから、残余容量はまだ十分ありますが、将来的に市域内に新たな最終処分場を確保することは困難であり、初期段階での最終処分場の延命化対策の確立及び実践は非常に重要であることから、本市としても引き続きごみの減量化に積極的に取り組んでいきます。

### (3) 有害物質などの受入

特定管理一般廃棄物などに見られる有害物質について、本市の埋立処分場ではこれらの廃棄物は一切受入していません。リサイクルプラザ同様に、今後も一切受入を行わず、また他の受入可能な廃棄物に混入することがないように努めます。

### (4) 周辺環境への影響調査

影響調査については、須崎市クリーンセンター横浪における放流水、放流個所の底質及びアサリ貝、ダイオキシンについて検査しており、令和2年度末の時点では問題ないことを確認しています。今後もこの調査を行うことで状況を把握し、周辺環境への負荷軽減に努めていきます。また、この他に必要な検査事項があれば速やかに検査を行うよう努めるものとします。

## 5. 5 その他ごみ処理に関し必要な事項

### (1) 廃棄物減量等推進協議会の設置

本市では、「須崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」という。)により、学識経験者、各種団体の代表者など(15名)からなる廃棄物減量等推進協議会の設置を定めています。

### (2) 廃棄物減量等推進員の委嘱

本市では、条例により、廃棄物減量等推進員として、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正処理に熱意と識見を有する市民のうちから、須崎市廃棄物減量等推進員を委嘱することを定めています。この推進員は地域において、一般廃棄物に関する市民意識の啓発、減量及び適正処理をするための市の施策への協力、その他の活動を行うものです。

### (3) 災害時のごみの処理及び処分

台風や地震などの災害時には、廃棄物が大量に発生すると予想されます。こういった廃棄物に対し、リサイクルプラザで迅速に対応することは処理能力を見ても不可能であります。こうしたことから、須崎市クリーンセンター横浪では災害ごみの緊急保管場所を設けています。しかし、保管場所のキャパシティや収集・運搬及び処分体制については課題が残されていることから、災害ごみの処理については須崎市災害廃棄物処理計画を策定し、災害対策に取り組んでいきます。